

大和市長 あて

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

第三十四号様式（第十六条関係）

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 11 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

郵送による手続きは以下の書類を大和市役所市民税課まで送付してください。

- 1) この申請書（所有者の住所、氏名、連絡先を必ず記入して下さい。）
- 2) 大和市のナンバープレート
- 3) 標識交付証明書 ※紛失等の場合は不要
- 4) 切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒 ※廃車書の返送を希望されない場合は不要

[郵送先]

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市役所市民税課諸税係

※軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車しても、月割課税や還付（税金を返すこと）はありません。

※記載内容に不備がある場合はお手続きできない場合がございます。